

小児慢性特定疾病日常生活用具給付申請手続きのご案内

1. 対象者

次のすべてにあてはまる方は、日常生活用具の購入に係る費用の助成を受けることができます。

- (1) 川崎市で小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている方
- (2) 種目ごとに定める要件を満たしている方（別表1 参照）
- (3) 障害者の日常生活を及び社会生活を総合的に支援するための法律など、小児慢性特定疾病に係る施策以外の施策で対象にならない方

2. 対象となる用具の種目

対象となる用具の種目については別表1をご確認ください。

3. 自己負担額

対象児童または成年患者の扶養義務者の市町村民税等の状況に応じた、「徴収基準月額」の負担が必要になります。徴収基準月額については、別表2をご確認ください。

4. 申請方法

- (1) 申請書類

用具の購入前に以下の書類を揃えて申請を行ってください。

※申請前に購入した用具については、本事業の対象外となりますのでご注意ください。

必要書類	留意点等
川崎市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（第1号様式）【必須】	紫外線カットクリームやストーマ装具等の消耗品を申請する場合は、備考欄に1か月に必要なおおよその数量を記載してください。
受給者証の写し【必須】	認定されている疾病に関連する障害等でない場合は対象外となります。
購入を希望する業者からもらった見積書【必須】 ※見積取得の際の注意点を確認してください	・見積書の宛名について、指定はありません。 ・購入希望業者が本制度の協定締結業者でない場合は、通常よりも手続きに時間を要します。 ・購入を急ぐ場合は、協定締結業者から見積書をもってください。 ・購入する物品の使用に必要な附属品も対象となります。（例：電気式たん吸引器のバッテリー等）
購入する商品の概要がわかる資料【必須】	例：カタログ等の写し
課税（非課税）額証明書【必須】	・扶養義務者全員分の証明書が必要です。 ・必要な証明書の年度は、申請日によって異なりますのでご注意ください。 令和5年7月～令和6年6月までに申請 ⇒令和5年度の税証明 令和6年7月以降に申請 ⇒令和6年度の税証明
日常生活用具設置承諾書	住宅への固定が必要な用具の申請でかつ、居住する家屋が自宅以外の場合のみ

5. 協定締結業者及び見積書について

(1) 協定締結業者

現在川崎市で本事業の協力業者として協定を締結していただいているのは、下記の一覧に記載されている18業者です。一覧に記載されていない事業から購入することも可能ですが、川崎市との協定締結が必要となりますので、一旦申請書類を受取ったうえで、協定締結後に審査を行いますので購入まで通常よりも時間を要します。

業者名	本社等所在地
日東産業株式会社	東京都江戸川区西一之江1-3-10
一般財団法人メディホープかながわ	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1 第2米林ビル6F
フランスベッド株式会社	東京都昭島市中神町1-148-5
アクセーヌ株式会社	大阪市北区豊崎3-19-3
株式会社タケウチ	東京都品川区南品川1-4-21
株式会社ヤマシタコーポレーション	静岡県静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡7F
ウェルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田2-2-15
太陽日酸メディカルサイト株式会社	大阪府堺市西区浜寺石津町西2-1-34
株式会社 光洋	横浜市金沢区福浦1-5-1
株式会社ムトウ 東京営業本部	東京都台東区入谷1丁目19番2号
株式会社柴橋商会	横浜市神奈川区鶴屋町2-11-5
株式会社エム・ピー・アイ	東京都港区三田1-2-16
有限会社十仁ホームヘルス	千葉県松戸市上本郷3735番地
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江62-1
株式会社ザイタック	東京都文京区湯島1-12-4
有限会社オーエックス神奈川	神奈川県藤沢市大庭5441-2
ソリューション株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜2-18-13
有限会社でく工房	東京都昭島市拝島町2-11-10

(2) 見積書取得の際の注意点について

業者から見積書を取得する際には、以下の点に注意してください。

- ①紫外線カットクリームやストーマ装具等の消耗品を購入する場合、一度の申請で購入できるのは現在お持ちの受給者証に記載の有効期間内に必要となる数量としてください。必要以上の量をまとめて購入することはできません。
- ②附属品だけの購入はできません。
- ③見積を取得の際には、本事業を利用して購入する旨を事前に業者の担当者に伝えてください。

6. 給付決定から納品までの流れ

申請書類の審査（状況の聞取り又は訪問調査含む）終了後、区より決定通知書及び必要書類一式を送付します。直接見積書をもらった購入業者へ連絡をしていただき、購入手続きを行ってください。購入物品の支払については、書類に記載の扶養義務者が支払うべき額を業者に支払ってください。残りの金額は川崎市が業者に直接支払を行います。

7. 書類提出・問合せ先

お住まいの区の地域みまもり支援センター児童家庭課窓口までお願いします。

【各区児童家庭課】

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
川崎区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-201-3219	宮前区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-856-3239
幸区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-556-6688	多摩区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-935-3297
中原区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-744-3263	麻生区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-965-5158
高津区地域みまもり支援センター児童家庭課	044-861-3250		

別表 1

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの

別表2

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準 月額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1階層	2,900	290
		年額3,001～5,800円	D2 //	3,450	350
		年額5,801～8,700円	D3 //	3,800	380
		年額8,701～13,000円	D4 //	4,250	430
		年額13,001～17,400円	D5 //	4,700	470
		年額17,401～22,400円	D6 //	5,500	550
		年額22,401～28,200円	D7 //	6,250	630
		年額28,201～58,400円	D8 //	8,100	810
		年額58,401～75,000円	D9 //	9,350	940
		年額75,001～96,600円	D10 //	11,550	1,160
		年額96,601～121,800円	D11 //	13,750	1,380
		年額121,801～175,500円	D12 //	17,850	1,790
		年額175,501～221,100円	D13 //	22,000	2,200
		年額221,101～380,800円	D14 //	26,150	2,620
		年額380,801～549,000円	D15 //	40,350	4,040
		年額549,001～579,000円	D16 //	42,500	4,250
		年額579,001～700,900円	D17 //	51,450	5,150
		年額700,901～849,000円	D18 //	61,250	6,130
		年額849,001～1,041,000円	D19 //	71,900	7,190
		年額1,041,001以上	D20 //	全 額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

※同一生計内に2人以上の対象者がいる場合は、2人目以降の対象者については加算基準額を適用します。

※住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除等の税額控除がある場合は、税額控除前の額で計算します。